

「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」の規定に基づき、本市における2021年（令和3年）6月1日現在の障がい者である職員の任免に関する状況を次のとおり、公表します。

**【雇用率及び職員数等】**

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数・・・A	6212.5人
障がいのある職員数・・・B	162人
実雇用率（B/A）×100	2.61%
法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者数	0人

※障がいの種別や程度ごとの人数について、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推測されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

※福山市は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による特例認定を受けているため、福山市上下水道局、福山市民病院及び福山市教育委員会に勤務する職員を福山市に勤務する職員とみなし合算して通報しています。